

郡山市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	1		64
意見等		構成機関	県災害対策課
		計画文中、「福島県火山噴火緊急減災対策砂防計画検討委員会」を削除。	
理由等 (検討経過)		避難計画で採用する噴火シナリオ及び火山災害予想区域図（火山ハザードマップ）は、「火山防災協議会」における協議事項であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	2		64
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、県災害対策課
		「噴火シナリオや火山防災マップの火山災害予想区域図を基に被害を想定する。」を「噴火シナリオや火山ハザードマップ（火山災害予想区域図）を基に被害を想定する。」に修正。	
理由等 (検討経過)		表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	3		64
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		「また、磐梯山は、風向きによって、市内全域にわたり火山灰の影響を受ける。」を「また、火山灰の影響は、安達太良山のほか磐梯山でも、風向きによって市内全域にわたり影響を受けるおそれがある。」に修正。	
理由等 (検討経過)		安達太良山でも火山灰の影響の可能性があるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	4		64 65
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		文章全体について、別紙1の内容に修正。	
理由等 (検討経過)		表記の適正化及び気象庁の要領改正による。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	5		65
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、県災害対策課
		記載内容について、別紙2及び別紙3に変更。	
理由等 (検討経過)		一般的な噴火警戒レベルの説明ではなく、安達太良山と磐梯山の噴火警戒レベルの表を掲載した方がよい。	

郡山市地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和2年2月20日]

	該当箇所	ページ	該当項目
		66~68	第3章第8節4(3) 想定される火山現象等
6	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、【県災害対策課】
		「安達太良山で想定される火山現象」の記述を削除。 【補足意見】 火口湖由来の火山泥流については、想定される火山が〔安達太良山〕であることを明示。	
	理由等 (検討経過)	安達太良山のみで想定される訳ではないため。 【補足意見】火口湖由来の火山泥流は、磐梯山の避難計画に記載なし。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		66	第3章第8節4(3) 想定される火山現象等
7	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
		火砕流の特徴について、「数百℃と高温なため」を「数百℃と高温になることがあるため」に修正。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
		67	第3章第8節4(3) 想定される火山現象等
8	意見等	構成機関	県災害対策課
		「火砕サージ」の説明文章が途中で区切られているため、修正すること。	
	理由等 (検討経過)	文章表記の適正化。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		67	第3章第8節4(3) 想定される火山現象等
9	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、県災害対策課
		ベースサージの項目を削除。	
	理由等 (検討経過)	現象としては「火砕サージ」に包含され、火山ハザードマップや避難計画にも記載がないため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
		67	第3章第8節4(3) 想定される火山現象等
10	意見等	構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、県災害対策課
		「岩屑(がんせつ)なだれ」を「岩なだれ(岩屑なだれ)」に修正。	
	理由等 (検討経過)	協議会策定の避難計画と整合を図るため。(避難計画の検討段階で、「岩なだれ」の文言を使用するよう火山専門家委員から意見あり。)	

郡山市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	11		69
意見等		構成機関	県災害対策課
①噴火警報等の伝達系統図において、郡山市からの伝達先に「住民」だけでなく、「登山者・観光客」も追加すること。			
	理由等 (検討経過)	協議会が策定した避難計画との整合を図るため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	12		69
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
①噴火警報等の伝達系統図における气象台からの伝達先について、安達太良山の場合、郡山国道事務所及び陸上自衛隊郡山駐屯地には伝達されず、陸上自衛隊に関しては福島駐屯地に伝達される。磐梯山の場合は、整備局・陸上自衛隊ともに福島・郡山の両拠点に伝達される。			
	理由等 (検討経過)	実際の伝達系統と異なるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	13		69
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
①噴火警報等の伝達系統図について、法的に伝達が義務付けられている伝達先や経路が分かるように記述するほか、その注釈が必要。（注釈記載例は、別紙4のとおり。）			
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	14		70
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
「② 情報連絡の伝達は次の系統図による。」を 「② 情報の伝達は次の系統図による。」に修正。			
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	15		70
意見等		構成機関	県災害対策課
②情報連絡系統図において、県災害対策課、県中地方振興局、郡山市（防災危機管理課）、消防本部間の連絡系統（矢印）が協議会策定の避難計画と異なるため、修正すること。			
	理由等 (検討経過)	協議会が策定した避難計画との整合を図るため。	

郡山市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	16		70
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
「③ 噴火警報の伝達」は必要な記述か？記述するとすれば、特に緊急を要するものとして、火山の状況に関する解説情報（臨時）と噴火速報の追記が必要と思われる。			
	理由等 (検討経過)	記述の必要性・意図を確認するもの。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	17		70
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、県災害対策課
④異常現象発見の通報系統図について、協議会策定の避難計画と異なるため、修正すること。			
	理由等 (検討経過)	協議会が策定した避難計画との整合を図るため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	18		70
意見等		構成機関	郡山地方広域消防組合消防本部
④異常現象発見の通報系統図において、「郡山地方広域消防本部」を「郡山地方広域消防組合消防本部」に修正。			
	理由等 (検討経過)	誤字の訂正	

	該当箇所	ページ	該当項目
	19		183
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台、【県災害対策課】
融雪型火山泥流の影響範囲や避難方向も必要。また、凡例が必要。 【補足意見】項目のタイトルは、「火口周辺地域における避難方向」とすべき。			
	理由等 (検討経過)	融雪型火山泥流による被害が予想されるため。 【補足意見】避難計画と整合を図るため。なお、融雪型火山泥流の影響範囲や避難方向は、第27節5に記載あり。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	20		184
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
「県及び气象台と安達太良山の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、安達太良山の～」を「安達太良山の噴火及び火山災害の発生の恐れがある場合に、県及び气象台と、安達太良山の～」に修正。			
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

郡山市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
	21		184
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
「噴火警報が発表された場合、噴火等に関する各種情報その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、」を「それぞれが実施する応急対策について相互に協力するため、噴火警報やその他火山活動に関する情報を交換し、」に修正。			
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
	22		184
意見等		構成機関	県災害対策課
「国、関係地方自治体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議に参加し、火山活動の状況や被害情報等について、情報を共有し～」を「火山活動の状況や被害情報等について、国、関係地方自治体、火山専門家等と情報を共有し～」に修正。			
	理由等 (検討経過)	「火山災害警戒合同会議又は火山災害対策合同会議」は、噴火警戒レベル4以上に設置される想定であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	23		184
意見等		構成機関	福島地方气象台、仙台管区气象台
救出・救助に関する計画文について、「また、救助、救出活動にあたっては、火山現象の規模、態様等を十分に考慮するとともに、火山防災協議会（学識者、関係機関）からの技術的な助言・支援を踏まえ、二次災害の防止に万全を期して行う。」に修正。			
	理由等 (検討経過)	協議会との連携について記述を加えたもの。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	24		-
意見等		構成機関	県災害対策課
火山現象に係る避難訓練の実施に関する記載なし。火山災害予防計画又は災害対策訓練計画において、記載を追加すること。			
	理由等 (検討経過)	活火山法第6条第1項第4号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
	25		-
意見等		構成機関	県災害対策課
住民等がとるべき立退き・避難のための措置に関する記載なし。避難救出計画では、住民避難情報の発令に係る記載があるが、噴火警戒レベルとの関係が明記されていない。火山対策計画等において記載を追加すること。【参考：安達太良山の避難計画 25頁】			
	理由等 (検討経過)	活火山法第6条第1項第2号で地域防災計画に記載することが求められる事項であるため。	

郡山市地域防災計画の修正案に対する意見等

〔令和2年2月20日〕

	該当箇所	ページ	該当項目
26	該当箇所	-	計画全体
	意見等	構成機関	福島地方気象台、仙台管区気象台、県災害対策課
	理由等 (検討経過)	郡山市が火山災害警戒地域に指定されている対象火山は安達太良山であり、登山者・住民等の安全確保のための警戒避難体制に関する事項は、安達太良山の火山災害を想定したものを地域防災計画に定める必要あり。磐梯山の記述が含まれることで分かりにくい計画となっている印象。	

【別紙1】 郡山市地域防災計画 第3章第8節4（1） 火山情報の種類

《気象台による修正意見》

仙台管区気象台は、安達太良山、磐梯山において火山活動の状況に異常を認めた場合、噴火警報等を発表する。

①噴火警報

噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に火山名、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

②噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

③噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。安達太良山と磐梯山の噴火警戒レベル表を次ページ以降に示す。

④噴火速報

登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取っていただくために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合
※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

⑤火山の状況に関する解説情報

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状

況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

⑥降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。

・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

・噴火が発生した火山※1に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。

・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

・噴火が発生した火山※2に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。

・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

⑦火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。

⑧火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするために発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

【別紙2】

安達太良山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性（火砕流・火砕サージは居住地域近くまで）。 融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2.5km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が流下するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1900年7月17日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
			2 （火口周辺規制）	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	火口から概ね1 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 【過去事例】 1899年8月24日：沼ノ平火口で水蒸気噴火
予報	噴火予報	火口内等	1 （活火山であることを留意）	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。 【過去事例】 1996年9月：白色噴煙30m、沼ノ平中央部で泥が噴出し直径100mに飛散 2000年2月：一時的に噴気が300mまで上がる

※特定地域とは、居住地域よりも安達太良山の想定火口に近い所に位置する、または孤立が想定される集客施設を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

【別紙3】

磐梯山 噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲 (キーワード)	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火が発生、あるいは切迫している。 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 <p>【過去事例】 1888年7月15日の噴火</p>
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。要配慮者及び特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね4 km 以内の居住地域に大きな噴石が飛散するような噴火の可能性。 火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで 火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね2 km 以内に大きな噴石が飛散、火砕流・火砕サージが流下するような噴火の発生、またはその可能性。 火口から居住地域近くまで、融雪型火山泥流が到達、またはその可能性。 <p>【過去事例】 有史以降の事例なし</p>
			2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火口から概ね1 km 以内に大きな噴石が飛散するような噴火の発生、またはその可能性。 <p>【過去事例】 2000年8月15日：日別地震回数476回、有感地震発生、GNSSによる地殻変動に若干の変化、入山規制、磐梯山ゴールドライン規制</p>
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制、特定地域の避難準備等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏。 状況により火口内に影響する程度の火山灰や火山ガス等の噴出。

※特定地域とは、居住地域よりも磐梯山の想定火口に近い所に位置する集客施設が含まれる地域を指す。居住地域より早期に避難等の対応が必要になることがある。

※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

【別紙4】 郡山市地域防災計画 第3章第8節4（4）①噴火警報等の伝達系統図

《気象台による修正意見》

注釈記載例

注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。